

被疑者取調べの監督の実施について(通達甲)

(平成28年2月2日総務発第27号)

この通達甲は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)に基づく被疑者取調べに関する監督の実施に関し必要な事項を定めたものです。